



え選委告示第11号

宮崎県えびの市条例制定請求者署名簿の縦覧について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定による宮崎県えびの市条例制定請求者署名簿を縦覧に供する場所及び期間は、次のとおりとする。

平成24年6月20日

えびの市選挙管理委員会委員長 中馬越 一



- 縦覧場所 えびの市大字栗下1292番地
 えびの市選挙管理委員会事務局
- 縦覧期間 { 平成24年6月21日から } 7日間
 { 平成24年6月27日まで }
- 縦覧時間 毎日午前8時30分から午後5時まで